

## WestlawJapan 法令あらまし

---

### 【法令名】

- ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 2 月 2 日 本紙第 5487 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 2 月 2 日 政令第 11 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日(平成 23 年 2 月 2 日)から施行
【制定の根拠】	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成 4 年法律第 79 号)第 5 条第 8 項
【法令のあらまし】	ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成 23 年 9 月 30 日までとする。(本則関係)
【改正される法令】	ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成 7 年政令第 421 号)